

## 受託研究・共同研究契約に関する留意事項について

### 1. 受託研究と共同研究の定義

受託研究は民間等研究機関様から本学が委託を受けて行う研究であり、共同研究は本学が民間等研究機関様との共通課題について共同で行う研究です。なお、本学の研究者は職務として当該研究を行います。

### 2. 契約属性

本学では以下の3分類で区別しています。

新規：初めて本学と受託研究又は共同研究（以下、「受託研究等」という。）を行う場合、又は過去の受託研究等と関連のない受託研究等を行う場合

継続：過去の受託研究等の継続又は類似の受託研究等を行う場合

変更：過去の受託研究等に係る契約の内容を変更する場合

継続契約と変更契約の大きな違いとして、以下の2点があります。

- 継続契約ではすべての諸条件を記載した契約書を改めて作成するのに対し、変更契約ではその変更契約の前に締結した契約からの変更事項のみを記載した契約書を作成する
- 変更契約ではその変更契約の前に締結した契約の研究経費を引き継ぐことができるが、継続契約では引き継ぐことができない

### 3. 研究経費

研究経費は以下のとおり分類しています。共同研究員費は共同研究のみの費目です。

直接経費	研究担当教員充当経費 (受託研究等を担当する教員の本来の教育・研究業務の補完等に要する経費相当額を時間×単価で算出)
	人件費
	研究旅費
	備品費
	消耗品費
	その他(光熱水量、施設使用料、機器使用料、通信運搬費等)
	共同研究員費 (民間等研究機関様において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される方の受入れに必要な経費を月額3万円で算出)
間接経費(直接経費の30%相当額(千円未満切上げ)) (※)	

※ 組織対応型共同研究の場合は直接経費の40%相当額(千円未満切上げ)となります。

組織対応型共同研究の詳細は以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://airimaq.kyushu-u.ac.jp/ja/company/cooperation.php>

なお、研究経費は受託研究等実施への対価ではなく、受託研究等を実施する上で必要な経費を計上していただくことになっており、原則として概算払いとなります。

また、以下に該当する場合は間接経費を減額又は免除することができます。

○ 受託研究の場合

- (1) 委託者が国又は独立行政法人である場合で、当該受託研究の制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (2) 国又は独立行政法人から委託を受けた委託者が、その再委託により研究を委託することが明確である場合で、当該受託研究の制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (3) 委託者が法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号及び第6号に定める公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人にあっては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に定める公益目的事業を行うものに限る。）であって、財政事情により間接経費を措置できないとき
- (4) 委託者が競争的資金をもって研究を委託し、当該競争的資金の制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (5) (1)～(4)に定めるもののほか、研究担当者が応募又は提案を行った結果受託した研究であって、当該受託研究の制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (6) その他やむを得ない事情があると認められるとき

○ 共同研究の場合

- (1) 研究経費等が国又は独立行政法人のプロジェクト経費又は競争的資金等から措置されるものであり、その制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (2) 民間機関等が国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号及び第6号に定める公共法人、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人にあっては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に定める公益目的事業を行うものに限る。）であって、財政事情により間接経費を措置できないとき
- (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、研究担当者が応募した結果実施する共同研究であって、当該共同研究の制度上、間接経費の率が定められているとき又は間接経費が措置されていないとき
- (4) その他やむを得ない事情があると認められるとき

#### 4. 契約の一般条項

秘密保持や知的財産の取扱い等の一般条項は、九州大学学術研究・産学官連携本部のウェブサイトで公開している受託研究契約書様式又は共同研究契約書様式の内容が基本となります。なお、民間等研究機関様で契約書の様式をお持ちの場合は、そちらを基に協議することも可能です。また、知的財産に関する条件のうち、出願等費用の負担に関する基本的な考え方は、別紙「企業との共同研究による発明等の取扱いに関する方針」をご確認ください。

## 企業との共同研究による発明等の取扱いに関する方針

国立大学法人九州大学  
学術研究・産学連携本部

本方針は、九州大学(以下「大学」という。)と共同研究相手企業(以下「相手企業」という。)との共同研究から創出された発明及び特許の取扱いに関する大学の基本的な考え方を示すものである。

### 【出願等費用負担の考え方について】

特許を所有する経済的な意味は、企業においては「自己実施による製造・販売」、「競合他社からの防衛」、「ライセンス」等であるが、大学においては「ライセンス」に限られている。出願等及び権利保全の手續に要する費用(以下「出願等費用」という。)については特許を所有する者の負担が原則となるが、両者で異なる特許所有の経済的意味を鑑み、共同研究で創出された大学単独(実施許諾の要望がある場合。)及び大学・相手企業共有の知的財産については相手企業の出願等費用負担を原則とする。

- (1) 共同研究から創出された大学の単独発明又は単独特許(以下「単独知財」という。)に関して相手企業から実施許諾の要望がある場合は、相手企業の出願等費用負担、実施時の対価還元を求める。
- (2) 単独知財に関して相手企業から実施許諾の要望がない場合は、出願の是非も含めて、大学の裁量で適切に取り扱う。
- (3) 共同研究から創出された相手企業と大学の共同発明又は共有特許(以下「共有知財」という。)に関しては、相手企業の出願等費用負担、独占的实施手續をした場合は、大学は独占の金銭的対価を求める。なお、相手企業が非独占実施を望んだ場合であっても、相手企業以外が実施することが困難であるような場合には、相手企業による独占実施であるとみなす。
- (4) 相手企業が出願等費用を負担している共有知財を非独占的に実施する場合は、大学は金銭的対価を求めない。この場合、大学は第三者実施許諾を積極的に行う。
- (5) 相手企業から共有知財の大学持分の譲渡を求められた場合で合理的な理由があるときは譲渡交渉に応じる。
- (6) 組織対応型連携契約に基づいた共同研究による知財については、上記内容とは別の取扱いとなる。

以 上